

[illegible]

[illegible]

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第9号	山口県漁業協同組合	萩市(旧阿武郡の区域を除く。)地先	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、Pの各点を順次結んだ線、QとRとを結んだ線、SとTとを結んだ線及びUとVとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 阿武郡阿武町と萩市大井との最大高潮時海岸線における境界点 B 萩市大島北東端 C " 大井龍山岬北端 D " 櫃島南東端 E 阿武郡阿武町宇島西端 F 萩市大島ロボシ鼻西端 G " 櫃島西端(北金鼻) H " 大字椿東虎ヶ崎北端 I " 羽島山田ヶ鼻東端 J " 壁岩(大壁)頂上 K 長門市壁岩(小壁)頂上 L " 三隅中いかばの鼻東端 M 萩市三見めばる瀬頂上 N 長門市三隅中海苔摘岩頂上 O 萩市三見とおたくり鼻西端 P " と長門市との最大高潮時海岸線における境界点(飯井川河口の中央点) Q " 大字椿橋本橋左岸西角 R " 大字橋本町橋本橋右岸西角 S " 大字土原萩橋左岸北角 T " 大字椿東萩橋右岸北角 U " 大井大井鉄橋左岸北角 V " " 大井鉄橋右岸北角 点イ AとBとを結んだ線とCから347度の線との交点 ロ Cから347度の線とDとEとを結んだ線との交点 ハ FからGを見通した線上Gから1,500メートルの点 ニ HからIを見通した線上Iから1,000メートルの点 ホ JとKとを結んだ線の中央点 ヘ LとMとを結んだ線の中央点 ト NとOとを結んだ線の中央点 チ ヘからIを見通した線とPを通る川岸平行線との交点	第二種共同漁業	建網漁業(網丈4.3メートル以下のものに限る。ただし、曲建網漁業を除く。) 曲建網漁業(網丈18メートル以下のものに限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業 しろうお四つ手網漁業 かご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 2月1日から4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体	萩市(萩市大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字上小川西分、大字上小川東分、大字中小川、大字下小川、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下、大字鈴野川、大字川上、大字片俣、大字高佐上、大字高佐下、大字吉部上、大字吉部下、大字明木、大字佐々並、大字福井上、大字福井下、大字黒川、大字紫福及び見島を除く。)	定置漁業種に対抗することができない。
共第10号	山口県漁業協同組合	萩市地先(羽島礁)	次の点イを中心とした半径300メートルの円周で囲まれた区域 点の位置 基点A 萩市羽島山田ヶ鼻東端 B 萩市尾島観音崎南東端 点イ Aから315度52分の線とBから144度49分の線との交点	第一種共同漁業	あわび漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体	萩市(萩市大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字上小川西分、大字上小川東分、大字中小川、大字下小川、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下、大字鈴野川、大字川上、大字片俣、大字高佐上、大字高佐下、大字吉部上、大字吉部下、大字明木、大字佐々並、大字福井上、大字福井下、大字黒川、大	余白

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第44号	山口県漁業協同組合	下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端以南の日本海地先(沖合側)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、K、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域		第一種共同漁業	いたやがい漁業 ばい漁業 いせえび漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	島本村町5丁目、彦島本村町6丁目、彦島海士郷町、彦島老町1丁目、彦島老町2丁目、彦島老町3丁目、彦島追町6丁目、彦島西山町1丁目、彦島西山町2丁目、彦島西山町3丁目、彦島西山町4丁目、彦島竹ノ子島町及び大字六連島	区画漁業権に対抗することができない。
			点の位置 基点A 下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端 B " 大字吉母港A防波堤南西角 C " 来留見燈台基部 D " 安岡港甲防波堤灯台基部から護岸沿いに北西へ29メートルの点に設置した標識 E " 蓋井島灯台基部 F " 六連島北端 G " 永田本町4丁目119.3高地山頂 H " 六連島平岩 I " 六連島灯台基部 J " 六連島東端 K " 旧船瀬灯浮標(北緯33度56分15秒東経130度52分04秒(日本測地系による位置)、北緯33度56分27秒東経130度51分55秒(世界測地系による位置)) L " 竹ノ子島北端に設置した標柱 M " 竹ノ子島西端 N " 彦島追町6丁目6219番地の191に設置した標識 O " 伊崎町根岳ノ岬西端に設置した標識 P " 武久町2丁目長谷川河口の中央点 Q " 綾羅木南町3丁目鼻ツラに設置した標識 R 北九州市小倉北区藍島北端 S 下関市大字福江新免川河口中央点 T " 加茂島南端 点イ Aから270度950メートルの点 ロ Aから270度2,000メートルの点 ハ Bから210度25分1,768メートルの点 ニ Cから272度1,700メートルの点 ホ Dから263度30分2,760メートルの点 ヘ EとIとを結んだ線とGとHから272度53分500メートルの点とを結んだ線との交点 ト GとIから272度53分500メートルの点とを結んだ線とHから340度の線との交点 チ Iから0度700メートルの点 リ Iから90度600メートルの点 ス JとKとを結んだ線と下関市六連島と北九州市小倉北区馬島との最大高潮時に おける海峡最短距離の中央点とLとを結んだ線との交点 ル MとKとを結んだ線上Mから500メートルの点 ヲ Mから290度600メートルの点 ヲ Lから0度600メートルの点 カ Nから0度502メートルの点 コ Oから350度900メートルの点 タ Pから270度500メートルの点 レ PとFとを結んだ線上Pから2,550メートルの点 ソ Dから211度3,651メートルの点 ツ Dから201度3,352メートルの点 ネ QとRとを結んだ線とDから207度の線との交点 ナ QとRとを結んだ線とDから189度の線との交点 ラ Dから180度500メートルの点 ム Dから240度800メートルの点 ウ Dから280度1,200メートルの点 キ Cから225度900メートルの点 ノ Cから315度700メートルの点 オ Cから45度700メートルの点 ク Sから205度900メートルの点 ヤ Tから105度1,200メートルの点 マ Tから180度500メートルの点 ケ Tから260度600メートルの点 フ Bから152度22分939メートルの点 コ Bから191度43分572メートルの点								

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			O 門司区西海岸護岸屈折点 P 下関市みもすそ川町火の山下潮流信号所信号機基部 Q 北九州市門司区門司埼灯台基部 R 下関市彦島竹ノ子島町旧竹ノ子島橋西側南端 S " 彦島西山町4丁目旧竹ノ子島橋東側南端 T " 下関漁港開門北側東端 U " 下関漁港開門南側東端 V " 彦島迫町7丁目3012番地の1下関三井化学株式会社彦島工業所埋立護岸北西端角から護岸沿いに南東へ142メートルの点に設置した標識 W " " 下関三井化学株式会社彦島工業所埋立護岸南東端角から北西へ27メートルの点に設置した標識 X " " 2900番47に設置した標識 Y " 荒田埠頭用地防波堤突端から同防波堤と直角に陸岸を見通した線と最大高潮時海岸線との交点 Z " 網江埠頭南東端 A' " 下関岬之町防波堤灯台基部 B' " 岬之町西防波堤突端 C' " 埠頭北西端 点イ DとEとを結んだ線上Dから1,585メートルの点 □ FとGとを結んだ線上Fから1,360メートルの点 ハ HとIとを結んだ線上Hから910メートルの点 ニ JとKとを結んだ線上Jから540メートルの点							

山口県瀬戸内海海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
共第47号	山口県漁業協同組合	下関市壇之浦町及び長府港町地先	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市みもすそ川町火の山下潮流信号所信号機基部 B 北九州市門司区門司埦灯台基部 C 下関市長府宮崎町串崎鼻東端に設置した標識 D " 長府港町中国電力株式会社下関発電所護岸東端 E " " 株式会社プリヂストン下関工場岸壁に設置した標識 F " " 長府埋立第3区北側護岸東端 G " 満珠島北端 点イ AとBとを結んだ線上最大高潮時における海面の中央点 ロ Cから173度1,530メートルの点 ハ Dから120度40分1,290メートルの点 ニ Dから119度30分1,290メートルの点 ホ Dから115度35分1,260メートルの点 ヘ Dから114度15分1,230メートルの点 ト Dから112度45分1,225メートルの点 チ トとFから125度2,030メートルの点とを結んだ線とEとGとを結んだ線との交点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あおのり漁業 いぎす漁業 えごのり漁業 おごのり漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 おおのがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 しおふきがい漁業 にし漁業 ばい漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 までがい漁業 うに漁業 えむし漁業 しゃこ漁業	11月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 11月1日から8月31日まで 5月1日から9月31日まで 2月1日から8月31日まで 2月1日から8月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から3月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	下関市長府黒門東町、長府新松原町、長府野久留米町、長府宮崎町、長府東侍町、長府侍町2丁目、長府川端2丁目、長府惣社町、長府逢坂町、長府土居の内町、長府中之町、長府安養寺4丁目、長府金屋浜町、長府港町、長府三島町、長府八幡町、長府古城町、長府豊城町、長府四王司町、前田2丁目、長府浜浦町、阿弥陀寺町、壇之浦町及びみもすそ川町	関門港の区域内においては、船舶の航行、停泊等を妨げる操業をしてはならない。
共第48号	山口県漁業協同組合	下関市長府扇町地先	次のA、イ、ロ、ハ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市長府港町株式会社プリヂストン下関工場岸壁に設置した標識 B " 満珠島北端 C " 長府港町中国電力株式会社下関発電所護岸東端 D " " 長府埋立第3区北側護岸東端 E " 亀浜町と同市ゆめタウンとの護岸上の境界に設置した標識 点イ AとBとを結んだ線とCから112度45分1,225メートルの点と口とを結んだ線との交点 ロ Dから125度2,030メートルの点 ハ Eから137度30分2,000メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あおのり漁業 いぎす漁業 えごのり漁業 おごのり漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 おおのがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 しおふきがい漁業 しじみがい漁業 にし漁業 ばい漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 までがい漁業 うに漁業 えむし漁業 しゃこ漁業	11月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 2月1日から8月31日まで 5月1日から8月31日まで 2月1日から8月31日まで 2月1日から8月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から3月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	下関市長府才川1丁目、長府才川2丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町及び千鳥ヶ丘町	余白

[illegible]

[illegible]

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
共第54号	山口県漁業協同組合	山陽小野田市大字小野田本山岬以西地先	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、Gの各点を順次結んだ線、JとKとを結んだ線、LとMとを結んだ線及びNとOとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次のチ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、トの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。) 点の位置 基点A 下関市みすそ川町火の山下潮流信号所信号機基部 B 北九州市門司区門司崎灯台基部 C 下関市長府宮崎町串崎鼻東端に設置した標識 D " 満珠島灯台基部 E 北九州市門司区郡崎灯台基部 F 山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻に設置した標柱 G " 大字小野田本山岬南端に設置した標識 H 北九州市門司区網の鼻東端 I 福岡県行橋市養島山頂上 J 下関市小月京泊豊厚橋右岸北角 K " 王喜本町4丁目豊厚橋左岸北角 L 山陽小野田市大字郡厚狭川橋右岸南角 M " 大字西高泊厚狭川橋左岸南角 N " 大字東高泊小野田橋右岸南角 O " " 小野田橋左岸南角 P 下関市長府港町長府埋立第3区北側護岸東端 Q " " 中国電力株式会社下関発電所護岸東端 点イ AとBとを結んだ線上最大高潮時における海面の中央点 ロ Cから173度1,530メートルの点 ハ DとEとを結んだ線の中央点 ニ EとFとを結んだ線の中央点 ホ GとHとを結んだ線の中央点 ヘ Gとを結んだ線上Gから5,000メートルの点 ト Pから125度2,030メートルの点 チ Pから125度2,100メートルの点 リ Qから111度50分1,300メートルの点 ヌ Qから113度40分1,300メートルの点 ル Qから115度1,295メートルの点 ヲ Qから115度35分1,280メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかかい漁業 うちむらさき漁業 たいらぎ漁業 とりがい漁業 なみがいい漁業 みるくい漁業 もがき漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 連網漁業(網丈1.5メートル以下のものに限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体	下関市長府黒門東町、長府新松原町、長府野久留米町、長府宮崎町、長府東待町、長府待町2丁目、長府才川2丁目、長府惣社町、長府新坂町、長府土居の内町、長府中之町、長府安養寺4丁目、長府金屋浜町、長府港町、長府三島町、長府八幡町、長府古城町、長府豊城町、長府四王司町、前田2丁目、長府浜浦町、阿弥陀寺町、堀之浦町、みもすそ川町、長府才川1丁目、長府才川2丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、千鳥ヶ丘町、亀浜町、千鳥浜町、王司本町1丁目、王司本町2丁目、王司本町3丁目、王司本町4丁目、王司本町5丁目、王司本町6丁目、王司上町1丁目、王司上町2丁目、王司上町3丁目、王司上町4丁目、王司上町5丁目、王司川端1丁目、王司川端2丁目、王司川端3丁目、王司神田1丁目、王司神田2丁目、王司神田3丁目、王司神田4丁目、王司神田5丁目、王司神田6丁目、王司南町、乃木浜1丁目、乃木浜2丁目、乃木浜3丁目、松屋本町1丁目、松屋本町2丁目、松屋本町3丁目、松屋本町4丁目、松屋本町5丁目、松屋上町1丁目、松屋上町2丁目、松屋上町3丁目、松屋東町1丁目、松屋東町2丁目、松屋東町3丁目、王喜本町1丁目、王喜本町2丁目、王喜本町3丁目、王喜本町4丁目、王喜本町5丁目、王喜本町6丁目、王喜宇津井1丁目、王喜宇津井2丁目、王喜宇津井3丁目、木屋川本町1丁目、木屋川本町2丁目、木屋川本町3丁目、木屋川本町4丁目、木屋川本町5丁目、木屋川南町1丁目、木屋川南町2丁目、木屋川南町3丁目及び大字松屋並びに山陽小野田市	(1)区画漁業権に対抗することができない。 (2)関門港の区域内においては、船舶の航行、停泊等を妨げる操業をしてはならない。
共第55号	山口県漁業協同組合	山陽小野田市大字小野田本山岬沖合	次のイ、ロ、ハ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識 B 北九州市門司区網の鼻東端 C 福岡県行橋市養島山頂上 点イ AとBとを結んだ線の中央点 ロ AとCとを結んだ線の中央点 ハ AとCとを結んだ線上Aから5,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかかい漁業 うちむらさき漁業 かき漁業 たいらぎ漁業 とりがい漁業 なみがいい漁業 にし漁業 ばかき漁業 まてがき漁業 みるくい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 連網漁業(網丈1.5メートル以下のものに限る。) いか巣網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体	下関市長府黒門東町、長府新松原町、長府野久留米町、長府宮崎町、長府東待町、長府待町2丁目、長府川端2丁目、長府惣社町、長府逢坂町、長府土居の内町、長府中之町、長府安養寺4丁目、長府金屋浜町、長府港町、長府三島町、長府八幡町、長府古城町、長府豊城町、長府四王司町、前田2丁目、長府浜浦町、阿弥陀寺町、堀之浦町、みもすそ川町、長府才川1丁目、長府才川2丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、千鳥ヶ丘町、亀浜町、千鳥浜町、王司本町1丁目、王司本町2丁目、王司本町3丁目、王司本町4丁目、王司本町5丁目、王司本町6丁目、王司上町1丁目、王司上町2丁目、王司上町3丁目、王司上町4丁目、王司上町5丁目、王司川端1丁目、王司川端2丁目、王司川端3丁目、王司神田1丁目、王司神田2丁目、王司神田3丁目、王司神田4丁目、王司神田5丁目、王司神田6丁目、王司南町、乃木浜1丁目、乃木浜2丁目、乃木浜3丁目、松屋本町1丁目、松屋本町2丁目、松屋本町3丁目、松屋本町4丁目、松屋本町5丁目、松屋上町1丁目、松屋上町2丁目、松屋上町3丁目、松屋東町1丁目、松屋東町2丁目、松屋東町3丁目、王喜本町1丁目、王喜本町2丁目、王喜本町3丁目、王喜本町4丁目、王喜本町5丁目、王喜本町6丁目、王喜宇津井1丁目、王喜宇津井2丁目、王喜宇津井3丁目、木屋川本町1丁目、木屋川本町2丁目、木屋川本町3丁目、木屋川本町4丁目、木屋川本町5丁目、木屋川南町1丁目、木屋川南町2丁目、木屋川南町3丁目及び大字松屋並びに山陽小野田市	余白

[illegible]

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
共第71号	山口県漁業協同組合	山口市及び防府市沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(次のNを中心とした半径800メートルの円周によって囲まれた区域を除く。) 点イ A 山口市深津尾庵東端 B " 秋穂二島幸崎西端 C 防府市向島牛ヶ瀬南端 D 宇部市大字冲字部宇部岬漁港八号護岸南東端 E " 大字冲字部芝中冲埋立地－10.0メートル岸壁西端から西へ120メートルの点に設置した標識 F 福岡県と大分県との境界(山国川河口中央点) G 防府市野島定栄鼻南端 H " と周南市との最大高潮時海岸線における境界点 I " 野島天石鼻西端 J " 向島タズノ鼻南端 K 周南市馬島金崎南端 L " 大津島丸山鼻北端 M 防府市大字西浦地藏鼻南端に設置した樁柱 N " 佐波島頂上 点イ AとBを結んだ線の中央点から183度の線とCとDとを結んだ線との交点 ロ AとBを結んだ線の中央点から183度の線とEとFとを結んだ線との交点とGとを結んだ線との交点 ハ Gから255度2.700メートルの点 ニ Hとを結んだ線とJとKとを結んだ線との交点 ホ Hとを結んだ線とJとLとを結んだ線との交点 ヘ Jから180度1.000メートルの点 ト CとDとを結んだ線とMとNとを結んだ線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかがい漁業 うしろさき漁業 かき漁業 たいらぎ漁業 とりがいの漁業 なみがいの漁業 にし漁業 ばかがいの漁業 みるくい漁業 しやこ漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業(綱丈1.5メートル以下のものに限る。) いか果網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	山口市及び防府市	空白
共第72号	山口県漁業協同組合	防府市大字野島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ A 防府市野島定栄鼻南端 B " 沖島洲場東端 C 周南市馬島南端 D " 馬島金崎南端 E 大分県東国東郡姫村姫島東端 F 防府市野島天石鼻西端 G " と周南市との最大高潮時海岸線における境界点 H " 向島タズノ鼻南端 点イ Aから158度3.500メートルの点 ロ BとCとを結んだ線とDとEとを結んだ線との交点 ニ FとGとを結んだ線とDとEとを結んだ線との交点 Aから255度2.700メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) おおさ漁業 いず漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふりのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あかかい漁業 あさり漁業 あわび漁業 うちむらさき漁業 かき漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 とこぶし漁業 とりがいの漁業 なみがいの漁業 にし漁業 にな漁業 ばかがいの漁業 はまぐり漁業 みるくい漁業 もがいの漁業 うに漁業 うみで漁業 かめので漁業 しゃこ漁業 たご漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業(綱丈1.5メートル以下のものに限る。) 小型定置網漁業 いか果網漁業	(第一種共同漁業) 11月1日から翌年5月31日まで 2月1日から8月31日まで 2月1日から8月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から8月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から3月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	防府市大字野島	空白

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
					えむし漁業 かめのて漁業 しゃご漁業 たご漁業 なまご漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに限る。) 小型定置網漁業 いか巢網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで				
共第92号	山口県漁業協同組合	熊毛郡上関町小祝島瀬戸地先	次のA、B、C、Dの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 熊毛郡上関町小祝島南西端 B " " 祝島平ドア頂上 C " " 小島北東端 D " " 小祝島北東端	第三種共同漁業	たい飼付漁業	1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	熊毛郡上関町大字祝島	余白
共第93号	山口県漁業協同組合	熊毛郡上関町祝島烏帽子鼻地先	次のA、イ、ロ、ハ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 熊毛郡上関町祝島烏帽子鼻に設置した標柱 B " " 天田島灯台基部 C " " 祝島オトモ鼻西C護岸東角 D " " 叶島西端 E " " 大字祝島986番地2地先の護岸に設置した標識 F " " 長島現後鼻北西端 点イ AとBとを結んだ線上Aから500メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから500メートルの点	第三種共同漁業	たい飼付漁業	1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	熊毛郡上関町大字祝島	余白
共第94号	山口県漁業協同組合	光市並びに熊毛郡田布施町、平生町及び上関町沖合	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、M、ト、チ、Nの各点を順次結んだ線、SとTとを結んだ線及びUとVとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(共第74号、共第77号から共第86号まで及び共第89号から共第91号までの漁業権に係る漁場の区域を除く。) 点の位置 基点A 光市大字浅江字懸山周南流域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱 B " 牛島黒岳南端 C 防府市野島定家鼻南端 D 熊毛郡上関町祝島オトモ鼻西C護岸東角 E 下松市笠戸島火振岬南端 F 熊毛郡平生町佐合島峰鼻北端 G 光市尾島仏の岩北端 H " 大字室積村親取岬南端 I " 尾島明神鼻東端 J 熊毛郡上関町八島灯台基部 K " " 祝島南西端 L " " ホウジロ灯台基部 M 柳井市ハンドウ島西端 N 熊毛郡上関町と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点 O 柳井市平郡島櫛崎南端 P 熊毛郡上関町横島岩戸崎南端 Q 柳井市平郡島蛇の池西側角 R 熊毛郡上関町大字壺津千歳崎南東端 S 光市浅江千歳大橋右岸南角 T " 島田千歳大橋左岸南角 U 熊毛郡田布施町大字麻郷新八海橋右岸北角 V " 平生町新八海橋左岸北角 点イ Aから199度の線とBとCとを結んだ線との交点 ロ FからGを見通した線とDとEとを結んだ線との交点 ハ HからIを見通した線とJからKを見通した線との交点 ニ しから180度3,000メートルの点 ホ Jから160度3,000メートルの点 ヘ Jから115度4,000メートルの点 ト OとPとを結んだ線の中央点 チ MとNとを結んだ線とQとRとを結んだ線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかがい漁業 いたがいがい漁業 うちむらさき漁業 おおのがい漁業 たいらぎ漁業 とりがいの漁業 なみがいの漁業 にし漁業 まてがいの漁業 みるくい漁業 もがいの漁業 しゃご漁業 たご漁業 なまご漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに限る。) いか巢網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	光市並びに熊毛郡田布施町、平生町及び上関町	第3種共同漁業権に対抗することができない。

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
共第97号	山口県漁業協同組合	柳井市柳井地先	次のA、イ、ロ、ハ、Gの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 柳井市南浜3丁目旧旭橋左岸下流端 B " 伊保庄旧旭橋右岸下流端 C " 南浜3丁目土樋石川水門左岸下流端 D " 伊保庄土樋石川水門右岸下流端 E " 南浜4丁目柳井湾1号埋立地護岸南西角 F " 伊保庄上浜塩田跡地護岸水路出口南東角 G " 柳井宇宮本塩浜中国電力株式会社柳井発電所西護岸水路出口に設置した標識 点イ AとBを結んだ線の中央点 □ CとDを結んだ線の中央点 △ EとFを結んだ線の中央点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あおりの漁業 あまも漁業 あらめ漁業 おこのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 までがい漁業 もがいの漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体	柳井市(柳井市伊保庄、阿月、平郡、遠崎、大島及び神代を除く。)	余白
共第98号	山口県漁業協同組合	柳井市柳井地先	次のA、イ、ロ、Gの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 柳井市柳井宇宮本塩浜中国電力株式会社柳井発電所揚液栈橋基部 B 大島郡周防大島町笠佐島南端 C 柳井市禄島頂上 D " 鳥島北端 E " 大島大嶺第三機脚南西角 F 大島郡周防大島町大島大嶺第四機脚北西角 G 柳井市遠崎境川河口左岸南角 点イ AとBを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点 □ EとFを結んだ線の中央点とCとを結んだ線とDとを結んだ線との交点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あおりの漁業 あまも漁業 あらめ漁業 おこのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 までがい漁業 もがいの漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体	柳井市(柳井市伊保庄、阿月、平郡、遠崎、大島及び神代を除く。)	余白
共第99号	山口県漁業協同組合	柳井市平郡島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 柳井市平郡島今崎北端 B " 掛津島州鼻南端 C " 平郡島奥月鼻北端 D " 掛津島水谷北西端 E " 平郡島風無鼻北端 F 大島郡周防大島町大字秋仏崎南端 G 柳井市平郡島黒鼻北端 H 大島郡周防大島町大字出井雨ヶ浦鼻東端 I 柳井市平郡島赤崎北端 J 大島郡周防大島町大字出入法師岩頂上 K 柳井市平郡島東風止西端 L " 平郡島甲月鼻北端 M 大島郡周防大島町下荷内島頂上 N 柳井市平郡島蛇の池西側角 O 熊毛郡上天町横島北端 P 柳井市平郡島柳崎南端 Q 熊毛郡上天町横島南端 R 柳井市バンドウ島頂上 S " 平郡造港(西浦)西A防波堤北西北角 T " 平郡島長咀の鼻西端 U " 平郡島長崎鼻南端 V " 平郡島崎南端 W " 平郡沖ノ瀬灯標 X " 平郡島坂敷東端 Y 大島郡周防大島町小水無瀬島南端 Z 柳井市平郡島盛鼻北東端 A' 大島郡周防大島町小水無瀬島北端 B' 柳井市掛津島松節鼻東端 C' " 平郡造港(東浦)羽仁A防波堤南東角 D' " 平郡島盛鼻北端 点イ AとBを結んだ線上Aから300メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おこのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 おのがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 までがい漁業 もがいの漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体	柳井市平郡	余白

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
			ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ GとHとを結んだ線上Gから300メートルの点 ホ IとJとを結んだ線上Iから300メートルの点 ヘ KとLとを結んだ線上Kから300メートルの点 ト LとKとを結んだ線上Lから300メートルの点 チ LとMとを結んだ線上Lから300メートルの点 リ NとOとを結んだ線上Nから300メートルの点 ス PとQとを結んだ線上Pから300メートルの点 ル PとRとを結んだ線上Pから300メートルの点 ラ SとPとを結んだ線上Sから300メートルの点 ウ TとRとを結んだ線上Tから300メートルの点 カ Uから180度300メートルの点 ヨ Vから180度300メートルの点 タ Wから180度100メートルの点 レ Wから90度300メートルの点 ソ XとYとを結んだ線上Xから300メートルの点 ツ ZとA' とを結んだ線上Zから300メートルの点 ネ ZとB' とを結んだ線上Zから300メートルの点 ナ C' とD' とを結んだ線上C' から300メートルの点 ラ ZとAとを結んだ線とB' とC' とを結んだ線との交点							
共第100号	山口県漁業協同組合	柳井市掛津島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 柳井市掛津島松節鼻東端 B 大島郡周防大島町大字秋仏崎南端 C 柳井市掛津島永谷北西端 D 大島郡周防大島町上荷内島南端 E 柳井市掛津島長浜崎西端 F " 平郡島風無鼻北端 G " 掛津島州鼻南端 H " 平郡島今崎北端 I 大島郡周防大島町大字外入伊崎鼻南端 J 柳井市平郡漁港(東浦)羽仁A防波堤南東角 K 大島郡周防大島町大水無瀬島洲首鼻北端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ GとHとを結んだ線上Gから300メートルの点 ホ HとIとを結んだ線とJとAとを結んだ線との交点 ヘ AとKとを結んだ線上Aから300メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ぼんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 おおのがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	柳井市平郡	余白
共第101号	山口県漁業協同組合	柳井市ハンドウ島地先	次のBとイとを結んだ線、Aを中心とした半径150メートルの円の北側の円弧及びロとBとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 柳井市ハンドウ島頂上 B " ハンドウ島西端 C 熊毛郡上関町横島南端 D 柳井市平郡島柳崎南端 E 大島郡周防大島町小水無瀬島西泊り乱れ岩頂上 F 熊毛郡上関町八島南端 G 柳井市掛津島松節鼻東端 H " 平郡島盛鼻北東端 点イ CとDとを結んだ線の中央点とBとを結んだ線上Bから150メートルの点 ロ EとFとを結んだ線とGからHを見通した線との交点とBとを結んだ線上Bから150メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ぼんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこふし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	柳井市平郡	余白

[illegible]

[illegible]

[illegible]

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
共第111号	和木漁業協同組合	玖珂郡和木町地先	次のア、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んだ線(DとGとを結ぶ線は、小瀬川の中央線とする。)と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市と玖珂郡和木町との最大高潮時海岸線における境界点に設置した標識 B " 姫小島頂上 C 広島県と山口県との小瀬川河口における境界第2標石 D 広島県と山口県との小瀬川河口における境界第1標石 E 岩国市甲島頂上 F 広島県大竹市玖波町356高地 G 玖珂郡和木町和木1丁目大和橋中央点 H " " 和木1丁目大和橋右岸下流端 点イ AとBとを結んだ線とから500メートルの点 ロ DからFを見通した線とEとFとを結んだ線との交点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あおりの漁業 あらめ漁業 おこりの漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ほんだらわ漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 しじみがい漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばかかいい漁業 はまぐり漁業 まてがい漁業 もがい漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年9月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から9月30日まで 11月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和 15 年 12 月 31 日まで	団体	玖珂郡和木町	岩国港の区域内においては、船舶の航行、停泊等を妨げる操業をしてはならない。
共第112号	岩国市漁業協同組合	岩国市端島、手島及び保高島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市保高島北端 B 広島県江田島市長島南端 C 岩国市保高島北西端 D " 甲島頂上 E " 中小島頂上 F " 伊勢小島北端 H " 端島南端 C " 茅島西端 I " 黒島南東端 J " 柱島平崎南西端 K " 端島光石鼻東端 L " 石小島頂上 M " 手島東端 N 広島県呉市西五番之根灯標 点イ AとBとを結んだ線とから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線とCから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線とEから300メートルの点 ニ EとFとを結んだ線とGからHを見通した線との交点 ホ GとIとを結んだ線とGから300メートルの点 ヘ GとJとを結んだ線とGから300メートルの点 ト KとLとを結んだ線とKから300メートルの点 チ MとNとを結んだ線とMから300メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いざな漁業 いわりの漁業 おこりの漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだらわ漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和 15 年 12 月 31 日まで	団体	岩国市柱島	区画漁業権に対抗することができない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
共第113号	岩国市漁業協同組合	岩国市柱島、小柱島、続島、長島及び福良島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市小柱島明神神座の鼻北西端 B " 手島東端 C " 石小島頂上 D " 中小島頂上 E " 端島南端 F " 柱島大前の鼻西端 G " 柱島平崎南西端 H 大島郡周防大島町頭島セイゼノ上北端 I 岩国市続島州鼻北端 J " 福良島西端 K " 福良島南端 L 大島郡周防大島町大字伊保田松ヶ鼻北東端 M 愛媛県松山市津和地島珂藻鼻南西端 N 岩国市続島東端 O " 柱島新宮鼻東端 P 広島県呉市横島南端 Q 岩国市柱島柱島港(松田)沖側防波堤北端 R " 小柱島東端 S 広島県呉市西五番之碇灯標 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上ひから300メートルの点 ハ CとEとを結んだ線とDとを結んだ線との交点 ニ FとGとを結んだ線上Fから300メートルの点 ホ GとHとを結んだ線上Gから300メートルの点 ヘ IとHとを結んだ線上Iから300メートルの点 ト JとHとを結んだ線上Jから300メートルの点 チ KとLとを結んだ線上Kから300メートルの点 リ KとMとを結んだ線上Kから300メートルの点 ヌ Nから90度300メートルの点 ル OとPとを結んだ線上Oから300メートルの点 ヲ QとPとを結んだ線上Qから300メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おごりのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	岩国市柱島	区画漁業権に対抗することができない。
共第114号	岩国市漁業協同組合	岩国市伊勢小島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市伊勢小島北端 B " 保良島北西端 C " 由平港由平1号防波堤灯台基部 D " 伊勢小島南端 E 大島郡周防大島町前島南端 F 岩国市鞍掛島東端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ AとCとを結んだ線上Aから300メートルの点 ハ DとEとを結んだ線上Dから300メートルの点 ニ DとFとを結んだ線上ひから300メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おごりのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	岩国市柱島	余白
共第115号	岩国市漁業協同組合	岩国市黒島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市黒島北端 B " 伊勢小島南端 C " 黒島モミの鼻西端 D 大島郡周防大島町前島南端 E 岩国市黒島南端 F 大島郡周防大島町大字久賀大崎鼻北端 G 岩国市黒島南東端 H 大島郡周防大島町頭島セイゼノ上北端 I 岩国市黒島荒神小島東端 J " 端島南端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ GとHとを結んだ線上Gから300メートルの点 ホ IとJとを結んだ線上Iから300メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おごりのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	岩国市柱島	区画漁業権に対抗することができない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
共第119号	大島町漁業協同組合	大島郡周防大島町上荷内島及び下荷内島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町上荷内島南端 B 柳井市平郡島東端北端 C 大島郡周防大島町上荷内島東端 D " " 沖家室島長瀬灯標 E " " 上荷内島北東端 F " " 大字戸田押前鼻西端 G " " 下荷内島北西端 H " " 意島頂上 I 柳井市阿月横道鼻東端 J 大島郡周防大島町下荷内島南西端 K 熊毛郡上関町蛇掛岩灯標 L 大島郡周防大島町下荷内島南端 M 柳井市平郡島甲月鼻北端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ GとHとを結んだ線上Gから300メートルの点 ホ GとIとを結んだ線上Gから300メートルの点 ヘ JとKとを結んだ線上Jから300メートルの点 ト LとMとを結んだ線上Lから300メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あまも漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体	大島郡周防大島町大字東三浦、大字西三浦、大字小松、大字笠佐島、大字小松開作、大字志佐、大字東屋代、大字西屋代、大字日見、大字横見、大字戸田、大字出井及び大字家房	余白
共第120号	山口県漁業協同組合	大島郡周防大島町大字秋、大字西安下庄及び大字東安下庄地先	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ、Nの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町大字家房と同郡同町大字秋との最大高潮時海岸線における境界点 B 柳井市掛津島松節鼻東端 C 大島郡周防大島町大字秋小崎南端 D " " 西安下庄崖頂上 E " " 大字西安下庄安下崎東端 F " " 立島西端 G " " 大字東安下庄立岩南端 H " " 大字西安下庄大泊物揚場北端 I " " 大字東安下庄竜崎南端 J " " 大字西安下庄庄防波堤東端 K " " 安下庄港島島西防波堤灯台基部 L " " 大字東安下庄竜崎西端 M " " " ヨボシ岩頂上 N " " " と同郡同町大字西方との最大高潮時海岸線における境界点 O " " 大字外入赤石鼻北西端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとBとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ DとBとを結んだ線上Dから300メートルの点 ニ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ホ EとGとを結んだ線上Eから300メートルの点 ヘ HとIとを結んだ線上Hから300メートルの点 ト JとIとを結んだ線上Jから300メートルの点 チ KとIとを結んだ線上Kから300メートルの点 リ LとHとを結んだ線上Lから300メートルの点 ヌ IとFとを結んだ線上Iから300メートルの点 ル GとEとを結んだ線上Gから300メートルの点 ワ MとFとを結んだ線上Mから300メートルの点 O NとOとを結んだ線上Nから300メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あおのり漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 おこりのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 はまぐり漁業 もてがい漁業 もがい漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体	大島郡周防大島町大字秋、大字西安下庄及び大字東安下庄	余白
共第121号	山口県漁業協同組合	大島郡周防大島町立島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町立島北端 B " " 大字東安下庄ヨボシ岩頂上 C " " 立島西端 D " " 大字西安下庄安下崎東端 E " " 立島南端 F 柳井市平郡島東端北端 G 大島郡周防大島町立島東端 H " " 大字外入ろんごん鼻西端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ GとHとを結んだ線上Gから400メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体	大島郡周防大島町大字秋、大字西安下庄及び大字東安下庄	余白

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
共第122号	久賀漁業協同組合	大島郡周防大島町大字久賀及び大字椋野地先	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、Lの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町大字久賀と同郡同町大字日前との最大高潮時海岸線における境界点 B 岩国市鞍掛島北西端 C 大島郡周防大島町久賀港大崎鼻灯台基部 D 岩国市黒島南端 E 大島郡周防大島町前島南端 F " " 久賀港中央防波堤北西角 G " " 大字久賀明神鼻北東端 H " " 幣振島北端 I " " 福島西端 J 岩国市由宇町由宇漁港(神代駅前)旧防波堤突端跡に設置した標識 K 大島郡周防大島町椋野漁港椋野北防波堤突端 L " " 大字東三浦と同郡同町大字椋野との最大高潮時海岸線における境界点 M 岩国市由宇町水尻川河口左岸東角 点イ AとBとを結んだ線上Aから400メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから500メートルの点 ハ CとEとを結んだ線上Cから300メートルの点 ニ FとEとを結んだ線上Fから300メートルの点 ホ GとEとを結んだ線上Gから300メートルの点 ヘ HとIとを結んだ線上Hから300メートルの点 ト HとJとを結んだ線上Hから300メートルの点 チ KとJとを結んだ線上Kから300メートルの点 リ LとMとを結んだ線上Lから300メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おこのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 おおのがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 まてがいのり漁業 もがいのり漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 3月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	大島郡周防大島町大字久賀及び大字椋野	余白
共第123号	久賀漁業協同組合	大島郡周防大島町福島地先	次のAを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町福島頂上	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 おこのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	大島郡周防大島町大字久賀及び大字椋野	余白
共第124号	久賀漁業協同組合	大島郡周防大島町前島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町前島八十崎島西端 B " " 福島頂上 C " " 前島南端 D " " 久賀港中央防波堤北西角 E " " 前島犬戻鼻南東端 F 岩国市黒島南端 G 大島郡周防大島町前島崎ケ窪鼻東端 H 岩国市黒島北端 I " 甲島南東端 J 大島郡周防大島町前島北端 K 岩国市由宇港由宇1号防波堤灯台基部 L 大島郡周防大島町前島カガサイ鼻西端 M 岩国市由宇町水尻川河口左岸東角 N 大島郡周防大島町前島松ヶ鼻南西端 O 岩国市由宇町由宇漁港(神代駅前)旧防波堤突端跡に設置した標識 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ GとHとを結んだ線上Gから400メートルの点 ホ GとIとを結んだ線上Gから400メートルの点 ヘ JとKとを結んだ線上Jから300メートルの点 ト LとMとを結んだ線上Lから300メートルの点 チ NとOとを結んだ線上Nから300メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おこのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 まてがいのり漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	大島郡周防大島町大字久賀及び大字椋野	余白

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
共第125号	久賀漁業協同組合	大島郡周防大島町沖の磯	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町久賀港大崎鼻灯台基部 B 岩国市伊勢小島南東端 C 大島郡周防大島町福島頂上 D " " 浮島丸岩の鼻南端 E 岩国市黒島南端 F 大島郡周防大島町前島南端 G " " 浮島家の江鼻西端 点イ AとBを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点 ロ CとDとを結んだ線とAとEとを結んだ線との交点 ハ AとEとを結んだ線とFとGとを結んだ線との交点 ニ AとBとを結んだ線とFとGとを結んだ線との交点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体	大島郡周防大島町大字久賀及び大字椋野	余白
共第126号	山口県漁業協同組合	大島郡周防大島町浮島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、又、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町浮島家の江鼻西端 B " " 前島南端 C " " 浮島丸岩の鼻南端 D " " 大字久賀大崎鼻北端 E " " 大字油良と同郡同町大字西方との最大高潮時海岸線における境界点 F " " 浮島黒フグリ岩頂上 G " " 乙小島北端 H " " 浮島赤時の鼻東端 I " " 鍋島北端 J " " 鍋島北端 K " " 頭島沖の久保鼻東端 L 岩国市福島島南端 M 大島郡周防大島町頭島セイゼノ鼻北端 N 岩国市鞍掛島南西端 O 大島郡周防大島町頭島竜の口南端 P " " 大字桃野帯根鼻北端 Q " " 鍋島ヒワガ衝西端 点イ AとBを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから400メートルの点 ハ CとEとを結んだ線上Cから300メートルの点 ニ FとGとを結んだ線の中央点 ホ HとIとを結んだ線上Hから300メートルの点 ヘ HとJとを結んだ線上Jから300メートルの点 ト KとLとを結んだ線上Lから300メートルの点 チ MとNとを結んだ線上Mから300メートルの点 リ OとPとを結んだ線上Oから300メートルの点 又 QとBとを結んだ線上Qから300メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわりのり漁業 おごりのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 いたやがい漁業 うちむらさき漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばかがい漁業 まてがはい漁業 もがはい漁業 うに漁業 えむし漁業 かめの漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体	大島郡周防大島町大字浮島	区画漁業権に対抗することができない。
共第127号	山口県漁業協同組合	大島郡周防大島町大字油良、大字土居及び大字日前地先	次のア、イ、ロ、ハ、Fの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町大字油良と同郡同町大字西方との最大高潮時海岸線における境界点 B " " 大字油良よしが崎北東端 C " " 前小島北端 D " " 飛瀬島東東端 E " " 浮島家の江鼻西端 F " " 大字久賀と同郡同町大字日前との最大高潮時海岸線における境界点 G 岩国市鞍掛島北西端 点イ BとCとを結んだ線上Bから300メートルの点 ロ DとEとを結んだ線上Dから400メートルの点 ハ FとGとを結んだ線上Fから400メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あおのり漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 おごりのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 おおのがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 まてがはい漁業 もがはい漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体	大島郡周防大島町大字油良、大字土居及び大字日前	余白

[illegible]

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
共第129号	山口県漁業協同組合	大島郡周防大島町大字沖家室島沖センガイ瀬地先	次のAを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町センガイ瀬灯標	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 め漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外入、大字地家室及び大字沖家室地先	余白
共第130号	山口県漁業協同組合	大島郡周防大島町大水無瀬島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町大水無瀬島洲首鼻北端 B " " 大字地家室牛ヶ首南端 C " " 大字無瀬島西端 D 柳井市掛津島州鼻南端 E 大島郡周防大島町大水無瀬島南端 F " " 小水無瀬島イガイノ北西端 G 愛媛県大洲市青島西端 H " 松山市由利島南端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから400メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ EとGとを結んだ線上Eから500メートルの点 ホ AとHとを結んだ線上Aから400メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外入、大字地家室及び大字沖家室地先	余白
共第131号	山口県漁業協同組合	大島郡周防大島町小水無瀬島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町小水無瀬島イガイノ北西端 B " " 大水無瀬島南端 C 柳井市平郡島壁鼻北端 D 大島郡周防大島町小水無瀬島灯台基部 E " " 小水無瀬島えんの下東端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ AとCとを結んだ線上Aから300メートルの点 ハ Dから180度300メートルの点 ニ Eから90度300メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外入、大字地家室及び大字沖家室地先	余白
共第132号	山口県漁業協同組合	大島郡周防大島町片島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(イとロとを結ぶ線はCを中心とした半径1,000メートルの円の北側の円弧とし、ハとニとを結ぶ線はAを中心とした半径500メートルの円の南側の円弧とする。) 点の位置 基点A 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南端 B 愛媛県松山市小市島南端 C 大島郡周防大島町大石灯標 点イ Cを中心とした半径1,000メートルの円弧と大島郡周防大島町片島の最大高潮時海岸線との北側の交点 ロ Cを中心とした半径1,000メートルの円弧とAとBとを結んだ線との交点 ハ Aを中心とした半径500メートルの円弧とAとBとを結んだ線との交点 ニ Aを中心とした半径500メートルの円弧と大島郡周防大島町片島の最大高潮時海岸線との西側の交点	第三種共同漁業	たい鯛付漁業	1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日まで	団体	大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外入、大字地家室及び大字沖家室地先	余白

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
共第133号	山口県漁業協同組合	大島郡周防大島町根ナシ礁灯標地先	次のAを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町根ナシ礁灯標		第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 かしめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31 日 まで	団体	大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外入、大字地家室及び大字冲家室地先	余白

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
共第134号	山口県漁業協同組合	大島郡周防大島町大字伊保田地先	次のA、イ、ロ、F、Eの各点を順次結んだ線及びGとハとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町情島北端 B 愛媛県松山市津和地島苅藻鼻南西端 C 岩国市柱島新宮鼻東端 D 愛媛県松山市二神島クツレ岩鼻北西端 E 大島郡周防大島町大字伊保田丸岩頂上 F " " 隼島岩冠南端 G " " 大字伊保田瀬戸ヶ鼻北西端 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点 ロ CとDとを結んだ線とEからFを見通した線との交点 ハ Gから20度の線と大島郡周防大島町情島南西岸の最大高潮時海岸線との交点	第三種共同漁業	たい網付漁業	1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31日 まで	団体	大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外入、大字地家室及び大字冲家室地先	余白
共第135号	山口県漁業協同組合	大島郡周防大島町満島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町満島頂上 B 岩国市鞍掛島南西端 C 大島郡周防大島町乙小島北端 D " " 大字和田厨子ヶ鼻西端 E " " 大字伊保田門脇鼻北端 点イ AとBとを結んだ線上Aから500メートルの点 ロ AとCとを結んだ線上Aから400メートルの点 ハ AとDとを結んだ線上Aから400メートルの点 ニ AとEとを結んだ線上Aから400メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 かじめ漁業 てんぐき漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばかがい漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31日 まで	団体	大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外入、大字地家室及び大字冲家室地先	余白
共第136号	山口県漁業協同組合	大島郡周防大島町乙小島及びバンド島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町乙小島北端 B " " 浮島黒フリ岩頂上 C " " バンド島頂上 D " " 大字久賀大崎鼻北東端 E " " 大字土居符崎の鼻北端 F " " 我島北端 G " " 乙小島南端 H " " 鵜島頂上 点イ AとBとを結んだ線の中央点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ CとEとを結んだ線上Cから700メートルの点 ニ CとFとを結んだ線上Cから700メートルの点 ホ GとHとを結んだ線上Gから400メートルの点	第一種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 かじめ漁業 てんぐき漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばかがい漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6 年 1 月 1 日から 令和15 年 12 月 31日 まで	団体	大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外入、大字地家室及び大字冲家室地先	余白

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
共第137号	大島漁業協同組合ほか8組合	広島湾及び屋代島周辺地先	次のA、イ、ロ、B、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、シ、I'、ン、J'、L'、M'、N'、O'の各点を順次結んだ線(M'とN'とを結ぶ線は、小瀬川の中央線とす。P'とQ'とを結んだ線、R'とS'とを結んだ線、T'とU'とを結んだ線及びV'とW'とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次のX'、ツ、ネ、Y'の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。) 点の位置 基点A 熊毛郡上関町と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点 B 柳井市バンドウ島西端 C 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端 D 柳井市平野島蛇の池西側角 E 熊毛郡上関町横島南端 F 柳井市平野島櫛崎南端 G " 指津島松節鼻東端 H " 平野島笠鼻北東端 I 熊毛郡上関町八島南端 J 大島郡周防大島町小水無瀬島西泊り乱れ岩頂上 K " " 沖家室島西端 L 愛媛県大洲市青島南西端 M 大島郡周防大島町上荷内島南端 N " " 沖家室島南端 O " " 大字戸田大波崎南端 P " " 立島南西端 Q " " 小水無瀬島こぶ岩頂上 R " " 沖家室島石の上鼻南端 S " " センガイ瀬灯標 T " " 笹島東端 U " " 大水無瀬島洲首鼻東端 V 愛媛県松山市由利島西端 W 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南東端 X " " 大字油宇大鼻南端 Y " " 大字地家室牛ヶ首南東端 Z " " 片島トックリ鼻南端 A' 愛媛県松山市二神島南西端 B' " " 怒和島アゾツ崎西端 C' 岩国市柱島新宮鼻東端 D' 愛媛県松山市二神島クツシ岩鼻北西端 E' 大島郡周防大島町大平伊保田松ヶ鼻北東端 F' 広島県呉市鹿島宮の口鼻北西端 G' " 大竹市安芸白石灯標 H' 愛媛県松山市竹の子島頂上 I' 岩国市甲島頂上 J' 広島県呉市鹿島宮の口鼻南端 K' " 大竹市取波町356高地 L' " と山口県との小瀬川河口における境界第2標石 M' " と山口県との小瀬川河口における境界第1標石 N' 玖珂郡和木町和木1丁目大和橋中央点 O' " " 和木1丁目大和橋右岸下流端 P' 柳井市伊保庄旧旭橋右岸下流端 Q' " 南浜3丁目旧旭橋左岸下流端 R' 岩国市由宇町山陽本線由宇川橋梁右岸下流端 S' " " 山陽本線由宇川橋梁左岸下流端 T' " 門前川堰堤右岸下流端に設置した標識 U' " 門前川堰堤左岸下流端に設置した標識 V' " 今津川堰堤右岸下流端に設置した標識 W' " 今津川堰堤左岸下流端に設置した標識 X' 柳井市阿月鍋割鼻に設置した標識 Y' " " 池の浦水窪東端 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点 ロ EとFとを結んだ線の中央点 ハ GからHを見通した線とIとJとを結んだ線との交点 ニ GとLとを結んだ線とHとKとを結んだ線との交点 ホ OとJとを結んだ線とMとNとを結んだ線との交点 ヘ MとNとを結んだ線とPとQとを結んだ線との交点 ト PとQとを結んだ線とRからSを見通した線との交点 チ GとLとを結んだ線とIとJとを結んだ線との交点 リ GとLとを結んだ線とTからUを見通した線との交点 ヌ RとVとを結んだ線とIとJとを結んだ線との交点 ル RとVとを結んだ線とUとXとを結んだ線との交点 ヲ UとXとを結んだ線とYとZとを結んだ線との交点 ワ WとA'とを結んだ線の中央点 カ JとB'とを結んだ線とC'とD'とを結んだ線との交点 ヨ C'とD'とを結んだ線とE'とF'とを結んだ線との交点 タ E'とF'とを結んだ線とG'とH'とを結んだ線との交点 レ G'とH'とを結んだ線とI'とJ'とを結んだ線との交点 ソ I'とK'とを結んだ線とM'からL'を見通した線との交点 ツ X'から90度80メートルの点 ネ Y'から90度80メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかがい漁業 たいらぎ漁業 とりがい漁業 なみがい漁業 みるくい漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業 しろうお四つ手網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 1月1日から4月30日まで	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体	柳井市、岩国市、玖珂郡和木町及び大島郡周防大島町	(1)第3種共同漁業種及び区画漁業種に対抗することができない。 (2)岩国港の区域内においては、船舶の航行、停泊等を妨げる操作をしてはならない。